

平成28年度の予算編成のポイントとして、大きく次の2点になります。

1点目としては、港育成園・港第二育成園・メープルの合築となっている建物の内装工事、東成育成園のLED照明化をはじめとした内装工事を予定しており、これらの工事については、施設整備等積立金を取崩して資金に充てて実施する予定です。

具体的な予算額としては、港エリア3事業所の内装工事で約5,000万円、東成育成園のLED照明化等の内装工事で約800万円を予定しており、施設整備等積立金からは約5,800万円を取り崩す予算としております。

2点目としては、法人本部で行っていた大阪市委託事業の親子通所事業が廃止になったことにより、関連する収入ならびに費用が減額となっています。予算書中の項目としましては、「事業活動による収支」の「収入」の「委託事業収入」、「支出」の「人件費支出」と「事務費支出」が関連する科目になります。

これら様々な取引を予測した結果、平成28年度での年間見込として、年度内での収支差を表す「当期資金収支差額合計」(予算書では下から3行目)の法人全体の合計では約68万円を見込んでおります。

今後、各事業所の利用者の状況によっては、赤字決算に陥る可能性もありますので、28年度は役員、施設長ともに各事業所の利用者を増やす方策を検討し、収入を拡大するとともに、ここ数年来継続して行っております法人全体で簡素で効率的な事業経営にも努めたいと考えています。

### 会員向け学習会が開催されました

4月の勉強会は、ファイナンシャルプランナー西村和子さまをお招きし、『知的障がいのある子の「親亡き後」のライフプラン 親が元気なうちにできること「保険について』』でした。

あるお母さんから「障がいのあるお子さんを親が見送ってから」というお話を聞かれた事があったようです。最初は「親の愛情からかな」と考えていましたが、「子どもが安心して暮らせるように」という思いが含まれている事がわかり、お金に関する事を考えるキッカケになったと話されていました。

まず、“元気な時に準備をする事が大切です”という事で、それぞれの保険の特徴についての説明がありました。

火災保険は、一般的に火災のみと思われがちですが、突発的な事故(破損、汚損)も含まれている事があり

ます。保険対象の中には、日常生活の中で使えるものもあるので、よく契約書を見るのが大事との事でした。例えば、「他の人のメガネを破損した」と言った場合の代替品の購入にも使えるとの事でした。

個人賠償責任保険は、「自転車で相手にケガをさせてしまった。」といった場合のような、日常生活で偶発的な事故で他人に損害を与えてしまった場合、その賠償金を支払ってくれるというものです。

医療保険は、医療技術がどんどん良くなっているおり、先進医療も受けることも想定されているかもしれませんが、保険の対象となる自己負担金が高額なものから廉価なものまであるので入るのも一つの方法かと思いますが、特約を付けずに自分で貯蓄する方法もあります。一方で、国の健康保険制度も考慮する必要があります。保障が必要な部分を考えて保険を選ぶのは言うまでもありませんが、大きな病気をした場合には高額療養費制度もあるので、区役所で手続きをしておいた方がいいと思います。保険とは経済的な損失を補填するものですので、経済的に困らない場合は必要ありません。

個人年金保険は公的年金を補完のための保険です。個人年金保険や積立貯金でコツコツ貯める方法もあります。また、保険や貯金を利用しないで投資で増やす方法もあります。ただ、個人年金保険や積立貯金の弱点は、物価の上昇(貨幣価値の低下)のリスクがある事です。

障害年金の一部を保険や貯蓄に回し、残りは子どもに良い経験をさせて楽しませてあげて欲しいとお話されていました。

相続対策としての活用法もあるという事でした。

例えば、亡くなった人に現金や預貯金がある場合、相続税が課税されることとなりますが、生命保険金の場合では、法定相続人1人につき500万円までは課税されないという事です。

なお、生命保険の場合、保険の契約者が保険金の受取人を指定することができるため、遺言書で遺産を相続する人を指定するのと同じ効果を持ちます。

また、生命保険では契約者・被保険者・受取人の関係により、保険金の受取時に適用される税金の種類が異なります。まず予備知識として、契約者は保険金を払う人、被保険人は保険対象になる人、受取人は保険金を受け取る人、という事を覚えておいてください。

#### 相続税が適用される場合の例

契約者「夫」、被保険者「夫」、受取人「妻」

#### 所得税が適用される場合の例